

外来生物法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較

	外来生物法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目的	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止 <u>被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能</u>	野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止 等 野生鳥獣の保護と両立が必要(個体数調整)
捕獲個体の取扱	<u>生きたままの運搬等を伴う防除が可能</u>	捕獲現場での安楽殺処分又は地方公共団体職員等への引渡し
講習を受けた免許非所持者の扱い	<u>ワナの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能</u> <u>従事者証は申請者が作成</u>	ワナの設置、止め刺し、運搬は実施できない(ワナの再設置、見回り、餌の設置は可能) 従事者証は許可権者が作成
鳥獣法の禁止猟法等	使用できない (鳥獣を対象とする場合の要件)	<u>別途許可を受ければ可能</u>
捕獲数量	<u>数量の上限を設ける必要なし</u>	数量を決めて申請
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長 (北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄総合事務局長)	都道府県知事または地方環境事務所長 (一部の市町村長)

... は外来種の防除の観点から優れている点

以上の通り、外来生物法に基づく「確認・認定」により防除を実施する方が、計画的かつ柔軟な特定外来生物の防除を実施することが出来る。